

日本財団助成 自治体との連携による障害者・認知症高齢者等の意思決定支援モデル事業
令和4年度豊田市地域生活意思決定支援共同事業

第1回 豊田市地域生活意思決定支援プロジェクト全体委員会（令和4年10月7日）
委員長 協議・指示事項（御願い）

委員長 弁護士 熊田 均

全体委員会において、以下に掲げた協議事項に追加する事項がないかどうかの確認をするとともに、確認された協議事項について意見交換されたい。

なお、次の1の事項については、課題認識としては捉える必要がある一方で、現状（今年度の事業開始時点）における整理を示し、必要に応じて詳細について、今後事業を進める中で検討するので、現段階での意見交換は不要であるとする。

1 本事業の対象となる本人の意思能力の考え方と生活基盤サービス契約について

- ・ 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とされている（民法3条の2）。
- ・ 一方で、本事業における生活基盤サービス事業者は、当面は、本事業の対象者（本人）に対して、既に介護保険等に基づくサービス提供を行っている者を想定しており、本事業の対象者（本人）は、サービス利用契約による内容や効果を理解して契約を締結し、同サービスを受領しているものと推定できる。
- ・ 本事業で取り扱う金銭管理の範囲は、監督機関（権利擁護支援委員会）の監督の下、年金等の管理のほか、サービス利用料・光熱水費・食費等生活費等に係る支払い、小遣いの受渡し程度を想定しており、前記サービスの延長線上にある本契約についても、丁寧な説明を前提として、前記の本人がその内容を理解することに特段の支障はないものと解される。
- ・ なお、生活基盤サービス契約締結前に、既に成年後見制度を利用中の本人については、本人の希望を踏まえ、後見人等がその代理権に基づき、生活基盤サービス契約を締結することは差し支えないと解される。
- ・ 以上、今後制度構築を行うなかで、検討する事項が一定の範囲で存在することふまえながらも、本事業の実施主体である豊田市に対し、以下の仕組みを設けることを指示することで、本事業を開始されたい。
 - ① 本事業の利用を希望する本人が、介護保険等のサービスを利用していない場合は、原則として、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助）の利用から始めること。

- ② 本事業の利用を希望する本人に対しては、生活基盤サービス事業者が本事業に関する重要事項の説明を行うとともに、豊田市への利用登録又は意思決定フォロワーのマッチング等の機会において、本人に本事業の内容について丁寧に説明し、本人の意思の確認を行うこと。
- ③ 生活基盤サービス事業者は、生活基盤サービス契約の締結及び遂行にあたり、契約の無効ないし損害賠償責任等のリスクが懸念される場面においては、速やかに権利擁護支援委員会に報告すること。
- ④ 権利擁護支援委員会は、特に利用開始から数か月の間において、本人の状況を丁寧に確認するとともに、それ以降の期間も含め、本人に対する金銭管理を含む生活支援や意思決定支援が適切に図られているかを注視し、必要な場面では、成年後見制度を含めた他の権利擁護支援の利用につなげること。

2 協議事項について

○ 本事業の対象者（本人）の具体的な状態像について

- ・ 本事業の対象となる条件は、豊田市から示されているところであるが、具体的などのような状態の本人が、どのようなケースにおいて、本事業を利用することにより生活の質や自律性が向上できる可能性があるのかについて、委員の経験等からの意見を求めたい。
- ・ この際、①意思決定フォロワーによる関わり、②生活基盤サービス事業者による日常的な金銭管理に係る支援に分けながら、お考えいただきたい。
- ・ 本協議は、事業そのもののあり方のみならず、意思決定フォロワーに対する研修内容の検討、アドヴォケイトのあり方、事業の評価の設計に有用となる。

○ 意思決定フォロワーの担い手、研修内容及びフォローアップについて

- ・ 意思決定フォロワーの担い手を拡大するために、参加が期待される主体や、その主体に呼び掛けていく方法について、委員の経験等からの意見を求めたい。
- ・ 意思決定フォロワーに関し、期待される役割を果たすため、また負担等を少しでも軽減できるようにするために、①必要となる研修内容、②フォローアップについて、委員の経験等からの意見を求めたい。
- ・ 本協議は、事業そのもののあり方のみならず、意思決定フォロワーに対する研修内容の検討に有用となる。

（時間があれば）

○ 生活基盤サービス事業者の担い手、サービス内容について

- ・ 生活基盤サービス事業者に関し、①今後参画が期待される主体（法人、職種等）、②日常的な金銭管理や手続き支援以外に期待されるサービス内容（若しくは対応すべきニーズ）について、委員が把握している地域課題や地域資源等からの意見を求めたい。

- ・ 本協議は、事業そのもののあり方のみならず、身寄りのない人への支援についての検討や意思決定支援の考え方が様々な分野に浸透することに有用となる。

3 指示事項について

以下の内容について、モデルケースの開始後の様子や状況を見つつ整理し、全体委員会に報告されたい。

- 利用の開始から活動・支援までに関する事業のフロー図（主に豊田市。）
- 意思決定フォローに必要となる研修の案（主に SDM-JAPAN。ただし、試行に関わる意思決定フォローにヒアリング等を行い、参画する市民の意見も踏まえること。）
- 日常的な金銭管理の範囲及び透明性が確保できる管理の仕方（主に豊田市。ただし、試行に関わる生活基盤サービス事業者に協力を求めること。）
- 権利擁護支援委員会に必要となる機能（主に豊田市と SDM-JAPAN。）
- 本プロジェクトの有用性を伝えるシンポジウム等の普及啓発の具体案（主に SDM-JAPAN。）